

美濃加茂市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年4月13日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度2月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和8年3月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年3月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年4月9日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
税務課	<p>【注意】 ファイルデリバリーサービス 利用料については、以下のとおり である。 請求書は、令和8年1月1日～ 令和8年12月31日の12カ 月について、前払いを行っている 内容である。市は、年度をまたいで 予算を執行できない。業務期間 は、会計年度をまたぐことなく一 年度以内にするべきである。契約 は、毎年度に締結するべきであ る。</p>	<p>令和8年4月1日に、令和8 年4月1日を始期、令和9年3 月31日を終期とする当該利 用契約を締結しました。今後、 同様な契約を締結する際は、必 ず年度内に完結する契約を締 結します。また当該契約の利用 契約に対する支払いについて も、当該契約の業務完了を持っ て支払うようにします。</p>